

1 監査の準拠基準

久喜市監査基準

2 監査の対象

財政課、管財課、人権推進課、市民生活課、農業振興課、商工観光課、生活支援課、高齢者福祉課、国民健康保険課、スポーツ振興課、児童センター、建設管理課、産業拠点整備推進課、公園緑地課、水道事業（上下水道経営課、水道施設課）、下水道事業（上下水道経営課、下水道施設課）、農業委員会事務局、学校施設課及び指導課における令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行された財務に関する事務を対象とした。

なお、財務に関する事務のうち、借受地の事務については、借受期間の始期が令和6年4月1日以降に設定されているものを対象とし（対象：管財課、市民生活課、農業振興課、商工観光課、スポーツ振興課、建設管理課、公園緑地課、学校施設課）、備品管理の事務については、児童センターについては令和7年9月30日時点において管理している備品を、児童センター以外の所属所（対象：管財課、市民生活課、農業振興課、高齢者福祉課、公園緑地課、学校施設課、指導課）については、令和6年度に取得した備品を対象とした。

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか等に主眼を置いて監査した。なお、借受地及び備品管理の事務については、特に重点を置いて監査を実施した。

4 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票等について、証憑突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

5 監査の期日

令和7年11月7日、10日、11日、17日、28日

6 監査の結果

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを共通着眼点として監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認した。